

## **[事案 2023-302] 新契約取消請求**

・令和 6 年 8 月 15 日 裁定不調

※本事案の申立人は、[事案 2023-303] の申立人と同一人である。

### **<事案の概要>**

募集人の不適切な説明等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和 4 年 2 月に契約し、令和 5 年 10 月に解約した変額保険（契約①）および介護年金保険（契約②）について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1) 募集人から、老後資金が足りなくなると煽られ、着実に増やせるという言葉信じて契約した。
- (2) 募集人から、元本割れする可能性があることなどのリスクの説明はあったが、十分な説明はなされなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①について、募集人は、提案書を用いて保険料、保障内容等を説明した。また、契約締結前交付書面等を用いて、変額保険には投資リスクがあり、受取額が払込保険料を下回る可能性があることや保険関係費用、解約控除等を説明した。
- (2) 契約②についても、パンフレット、重要事項説明書等を用いて説明した。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集時の経緯を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 申立人は、事情聴取において、増えたり減ったりするものは性格的に合わないという意向を募集人に伝えていた旨を述べ、申立人がこのような意向を伝えていたことは、募集人も事情聴取において認めている。しかし、募集人は、最終的に変動リスクのある契約①を提案し契約に至っており、募集人の提案は、申立人の意向と合致していないものと言わざるを得ない。
- (2) 募集人は、申立人には投資経験はなく、収入額は年 300 万円程度であり、預貯金が 1500 万円程度であることを認識していたにもかかわらず、保険料が年 100 万円にもなり、契約から少なくとも 9 年程度は解約返戻金額が支払保険料を上回る可能性の低い契約①を提案することが、申立人に適合性があったかという点についても疑問が残る。
- (3) 募集人は、本件以外の保険会社の外貨建一時払終身保険を提案したところ、申立人から、死亡保険金受取人に絶縁している母親や親族を指定したくないとの話があったため、死亡保険金受取人を「法定相続人」とすることができる契約①を提案したとするが、配偶者や

子供がいない申立人の現状では、結局申立人の母親が死亡保険金の受取人になることについて、十分な説明がなされた形跡はない。この点においても、申立人の意向を十分に把握し、意向に沿った提案がなされたとはいえない。